令和　年　月　日

公益財団法人児童育成協会　理事長　殿

|  |
| --- |
| 印 |

法人名等　○○○○

代表者名　○○○○

事業譲渡等事前審査（一次審査）エントリーシート

令和４年度（上半期） 企業主導型保育事業 事業譲渡等（整備費の助成を伴わない施設に係る設置者の変更を含む。以下特段の定めがない場合は同じ。）に係る事前審査（一次審査）の申込をお願いします。

記

保 育 施 設 名

　保育施設住所

譲渡元　事 業 者 名

　メールアドレス

担 当 者 氏 名

連絡先電話番号

譲渡先　事 業 者 名

　メールアドレス

担 当 者 氏 名

連絡先電話番号

企業主導型保育事業「事業譲渡等 事前審査（一次審査）エントリー」に際し、以下をご確認・ご記入のうえ、お申込ください。

１．譲渡等内容の確認

（１）譲渡形態の確認（次の□のいずれかに☑を入れてください。）

□子会社化に伴う譲渡　　□分社化に伴う譲渡

□合併に伴う譲渡　　　　□運営委託先への譲渡

□第三者への譲渡　　　　□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　）

（２）譲渡元事業者の類型種別（次の□のいずれかに☑を入れてください。）

□一般事業主型　　　　　□保育事業者型

（３）有償譲渡・無償譲渡の確認

□有償譲渡　□無償譲渡（とちらかに☑を入れてください。）

（４）譲渡等予定時期の確認

事業譲渡等の承認申請を受け付け、協会による事前審査（一次審査）・二次審査、審査委員会による審査を経た後、内閣府による承認を行いますので譲渡等予定時期には十分ご留意ください。

なお、整備費の助成を伴わない施設に係る設置者の変更にあっては、内閣府による確認は行われません。詳しくは、企業主導型保育事業ポータルサイト→既に施設運営中の法人様→通知等→５．財務・経理　財産処分の「事業譲渡審査について」の３．申請手続きをご参照ください。

　　譲渡予定時期： 　　 　　年　　 　月　　 　日予定

※令和3年度の譲渡の受付は終了しました。

（５）返還金について（次の□に☑を入れてください。）

　□財産処分納付金について認識している。

　□返還金について、エントリー時点で協会が定める期限内に返還している。

　　返還金　譲渡元（□有・□無）（どちらかに☑を入れてください。）

　　※有の場合（以下に☑を入れてください。）

　　　　　　譲渡元　□エントリー時点で、協会が定める期限内に返還している。

（６）消費税仕入控除額報告について（次の□に☑を入れてください。）

□エントリー時点で協会が定める期限内に報告している。

　譲渡元（□報告済・□未報告）（どちらかに☑を入れてください。）

（７）整備費助成について（次の□に☑を入れてください。）

　□整備費助成（□有・□無）（どちらかに☑を入れてください。）

有の場合、病児保育事業の　病児対応型　　　（□該当有・□該当無）

　　　　　　　　　　　　　　病後児対応型　　（□該当有・□該当無）

　　　　　　　　　　　　　　体調不良児対応型（□該当有・□該当無）

　　　　　　一時預かり事業の一般型（□該当有・□該当無）

（８）積立資産について（次の□に☑を入れてください。）

　□積立資産がある場合、積立資産は、譲渡元が今後の運営のために積み立てたものであるため、譲渡先へ引き継ぐことは出来ず譲渡に際し積立資産がある場合には返還頂くことを認識している。

（９）助成金により取得した価格が50万円以上の機械及び器具について（次の□に☑を入れてください。）

□企業主導型保育事業（整備費及び運営費）により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具を処分制限期間内に本助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、又は担保に供すること等を行うにあたっては、協会に申請し、承認後、助成金の返還等が必要であることを認識している。

助成金により取得した価格が50万円以上の機械及び器具の有無

（□有・□無）（どちらかに☑を入れてください。）

※有の場合　機械及び器具名：

取　得　価　格：　　　　　　　円

経　過　年　数：　　　　　　　年

※別途財産処分の申請をお願いします。

　　　　　　　　※整備費の完了報告において対象経費として承認された（建物に付属し建物と一体として承認された）機械及び器具は除く。

（10）譲渡理由及び譲渡先の選定理由・譲渡先との関係（以下に具体的に明記ください。）

　　譲　渡　理　由：

　　譲渡先選定理由：

譲渡先との関係：

２．必要書類の提出について

本エントリーシートによる事前審査のお申込後、ご提出頂く指定日を定め、（エントリー後10日程度）別紙「財産処分の承認申請（事業譲渡等）に係る提出書類」の必要書類（一次審査及び二次審査に必要な提出書類）をご提出頂きます。**予め提出書類をご準備したうえでエントリーください。提出書類が期限までに揃わない場合は不承認といたします。**

詳しくは、「事業譲渡審査について」の３．申請手続き（２）申請方法をご参照ください。

３．事業譲渡事前審査（一次審査）エントリーシート期限について

**令和4年1月２０日（木）１７時迄（必着）**

なお、期限までの提出が間に合わないものについては令和４年度以降対象の次回以降の手続きとなります。